



計画を町長に答申する富長源十郎審議会会長(写真右)

一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざして

昨年から大山町人権尊重の社会づくり審議会で、審議をしていました。「大山町人権施策総合計画」が策定されました。

人権施策総合計画の策定にあたって

大山町では、人権・同和問題の解消を町政の重要な課題として位置づけ、部落差別をはじめ、障害者、女性、高齢者、在住外国人などさまざまな問題に対する差別を解消するため、教育、啓発活動などに積極的に取り組んできました。

その結果、一定の成果は見られるようになりましたが、まだまだ予断と偏見が今なお根強く存在し、差別による問題が数多く残されています。

こうしたなか、住民一人ひとりの権利が保障される町づくりを推進するため、平成17年3月に「大山町人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

今回策定された、「大山町人

権施策総合計画」は、昨年6月に策定された「大山町総合計画」に基づき、部落差別をはじめあらゆる差別の一日も早い解消と、町民一人ひとりの権利が保障される町づくりの目標を実現するためのものです。

「人権の世紀」といわれる21世紀に、この「人権施策総合計画」を柱として、人権が尊重される町づくりを推進していくます。

人権施策総合計画の内容

- ①人権擁護の確立
- ②町民への啓発活動
- ③人権・同和教育の推進
- ④就労の安定
- ⑤福祉・保健衛生の増進
- ⑥産業の振興
- ⑦生活環境の改善

人権とは人びとが生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。人権は、すべての人間が人間の尊厳にもとづいて持っている固有の権利であり、なによりも大切なものです。

込められています。

人類に多くの災いをもたらした20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人びとの願望が

大山町人権施策総合計画の詳しい内容については、町人権交流センターや町立図書館で見るることができます。

また大山町のホームページでもご覧になります。